

岩手県告示第 658 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 5 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 江刺室根線

(2) 供用開始の区間 一関市大東町中川字大中斎 48 番 1 地先から字篠ヶ崎 135 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 5 月 23 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 18 年 5 月 23 日から同年 6 月 23 日まで

2(1) 路線名 田野畑岩泉線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字室場 18 番 76 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 5 月 23 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 5 月 23 日から同年 6 月 23 日まで